

リテール君とマーコさんの消費税対策講座 第7回

軽減税率対策補助金の活用

■ 軽減税率対応のためのレジ・システム補助金

リテール君とマーコさん

キド先生、事業者が請求書や領収書等の様式の変更、経理システム等の変更を行う際にかかなりの費用負担が想定されていますよね。何か負担が軽減されるよい方法はありませんか？



キド先生

現在、消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等を行う場合には、国の補助金制度が活用できます。

この補助金には具体的に次の3つの申請タイプがあります。

◇ A型（複数税率対応レジの導入等を支援する補助金）

概要	軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に販売するために複数税率対応レジまたは区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入または改修する必要のある事業者が使える補助金です。
補助対象	レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等も合わせて対象です。
補助率	原則として導入・改修に係る費用の3/4が補助されますが、3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は4/5、タブレット等は1/2と、補助率が異なるものもあります。
補助上限額	レジ1台あたり20万円（商品マスタの設定等に費用が必要となる場合は40万円）が上限となります。複数台数申請等は、1事業者あたり200万円が上限です。
申請方法	A-1型～A-6型の合計6種類の申請方式に区分されており、レジ等導入後の申請（事後申請）となります。一部販売店等による代理申請等が利用可能なものもあります。

◇ B型（受発注システムの改修等を支援する補助金）

概要	軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取り扱うために電子的受発注システムの改修・入替を行う必要がある事業者が使える補助金です。
補助対象	複数税率に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替が対象です。
補助率	原則として改修・入替に係る費用の3/4が補助されます。
補助上限額	小売事業者等の発注システムの場合の上限額は1,000万円、卸売事業者等の受注システムの場合の上限額は150万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1,000万円となります。
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・B-1型（受発注システム・指定事業者改修型）は、指定事業者による代理申請となります。 ・B-2型（受発注システム・自己導入型）は、軽減税率対策補助金事務局（以下、「事務局」という。）に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

◇ C型（請求書管理システムの改修等を支援する補助金）

概要	軽減税率に対応するために必要となる区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修・導入を行う必要がある事業者が使える補助金です。
補助対象	区分記載請求書等保存方式に対応した請求書管理システムの改修等が対象です。
補助率	原則として改修・導入に係る費用の3/4が補助されますが、請求書発行に必要となるプリンター、パソコン等は1/2となります。
補助上限額	150万円が上限となります。（ハードウェアの上限は10万円です。）
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・C-1型（指定事業者改修・導入型）は指定事業者による代理申請が原則です。 ・C-2型（ソフトウェア自己導入型）は事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。 ・C-3型（事務機器改修・導入型）は事務局に登録された請求書管理システム・事務機器が対象です。

■ 申請受付期限

2019年9月30日までに導入または改修し、支払いが完了したものが支援対象となります。

A型、B-2型、C型	2019年12月16日までに申請（事後申請）する必要があります。
B-1型	2019年9月30日までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請する必要があります。完了報告書は2019年12月16日までに提出する必要があります。

早めの準備を心掛けましょう

特に、受発注システムは取引先との調整も必要になりますので相当な時間を要することが想定されます。締め切り間近は混雑が予想されますので早めのうちからご準備ください。

なお、今後も本補助金の詳細は随時更新されることが想定されますので、軽減税率対策補助金事務局 HP をご確認ください。

(<http://kzt-hojo.jp/>)



(注) 本掲載は2019年2月6日現在の補助金制度を基にして作成しております。



リテール君

商業高校の2年生。
販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注) 「販売士」は、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会